

# <案内図>







(凡例)

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域(第7種高度地区)	商業地域(第6種高度地区)
商業地域(最低限1種高度地区)	商業地域(最低限2種高度地区)
準工業地域(第5種高度地区)	準工業地域(第7種高度地区)
工業地域(第5種高度地区)	工業地域(第7種高度地区)
工業専用地域	最低限3種高度地区
市街化調整区域	
用途界	道路界
地番界(区域区分のみ)	地形地物界等(区域区分のみ)
都市計画道路	都市計画河川

※区域区分界については線種ごとに色分け

容積率  
用途地域  
建蔽率

**旗の位置に関するものは右の通りです。お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。**

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 建蔽率：40% 容積率：80%
外壁後退距離	前面道路から1m
敷地面積最低限度	125平方メートル
建築物の高さの限度	10m
高度地区	高度地区(最高限)：第1種高度地区
緑化地域	緑化地域(緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象
防火・準防火地域	防火指定なし
密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)	密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)
建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く)	建築基準法第22条による区域
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画(全市域)※開発許可のみ
図郭番号	66
図郭番号(旧)	63



この地図の著作権は横浜市が保有します。

- ( 凡 例 )
- 防火地域
  - 準防火地域
  - 防火指定なし
  - 都市計画道路

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 建蔽率：40% 容積率：80%
外壁後退距離	前面道路から1m
敷地面積最低限度	125平方メートル
建築物の高さの限度	10m
高度地区	高度地区（最高限）：第1種高度地区
緑化地域	緑化地域(緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象
防火・準防火地域	防火指定なし
密集市街地における地震火災対策計画（対策地域）	密集市街地における地震火災対策計画（対策地域）
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画（全市域）※開発許可のみ
図郭番号	66
図郭番号（旧）	63

旗の位置に関するものは右の通りです。  
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。



# 建築協定区域その他建築基準法の区域等



<p><b>(凡例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ccccff; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 不燃化推進条例第5条第1項による不燃化推進地域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffcccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 建築物不燃化推進事業補助金交付要綱(補助対象地区)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 建築協定区域(隣接地等を含む)(法第69条)、その他の事前協議要望敷地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 壁面線(法第46条)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #00ffff; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 用途地域の指定のない区域内の制限において、「沿道区域」の対象となる幹線街路の区間(平成23年1月1日施行)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 建築法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く)(横浜市一円・色塗りなし)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 都市計画道路</li> </ul>	<p>区域区分 市街化区域</p> <p>用途地域 第1種低層住居専用地域 建蔽率: 40% 容積率: 80%</p> <p>外壁後退距離 前面道路から1m</p> <p>敷地面積最低限度 125平方メートル</p> <p>建築物の高さの限度 10m</p> <p>高度地区 高度地区(最高限): 第1種高度地区</p> <p>緑化地域 緑化地域(緑化率: 10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象</p> <p>防火・準防火地域 防火指定なし</p> <p>密集市街地における地震火災対策計画(対策地域) 密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)</p> <p>建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制 軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間</p> <p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p> <p>景観計画 景観計画(全市域)※開発許可のみ</p> <p>図郭番号 66</p>
<p> <b>旗の位置に関するものは右の通りです。お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</b></p>	<p>図郭番号(旧) 63</p>
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>	
<p style="text-align: center;">横浜市建築局 2025/1/17 19:8:26</p>	





<p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #00FF00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第1項第1号道路 (道路幅員4m以上)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第1項第2号道路 (道路幅員4m以上)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第1項第3号道路 (道路幅員4m以上)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第1項第4号道路 (道路幅員4m以上)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第1項第5号道路 (道路幅員4m以上)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #008000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第1項道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #0000FF; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条第2項道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第42条(道路)に該当しない(否道路)</li> </ul> <p>(白色交差斜線) 狭あい道路整備促進路線</p>		<p>区域区分</p> <p>市街化区域</p> <p>用途地域</p> <p>第1種低層住居専用地域 建蔽率：40% 容積率：80%</p> <p>外壁後退距離</p> <p>前面道路から1m</p> <p>敷地面積最低限度</p> <p>125平方メートル</p> <p>建築物の高さの限度</p> <p>10m</p> <p>高度地区</p> <p>高度地区(最高限)：第1種高度地区</p> <p>緑化地域</p> <p>緑化地域(緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象</p> <p>防火・準防火地域</p> <p>防火指定なし</p> <p>密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)</p> <p>密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)</p> <p>建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く)</p> <p>建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制</p> <p>軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間</p> <p>宅地造成工事規制区域</p> <p>宅地造成工事規制区域</p> <p>景観計画</p> <p>景観計画(全市域)※開発許可のみ</p> <p>図郭番号</p> <p>66</p> <p>図郭番号(旧)</p> <p>63</p>
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>		
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>		
<p>横浜市建築局 2025/1/17 19:9:33</p>		



( 凡 例 )

宅地造成工事規制区域

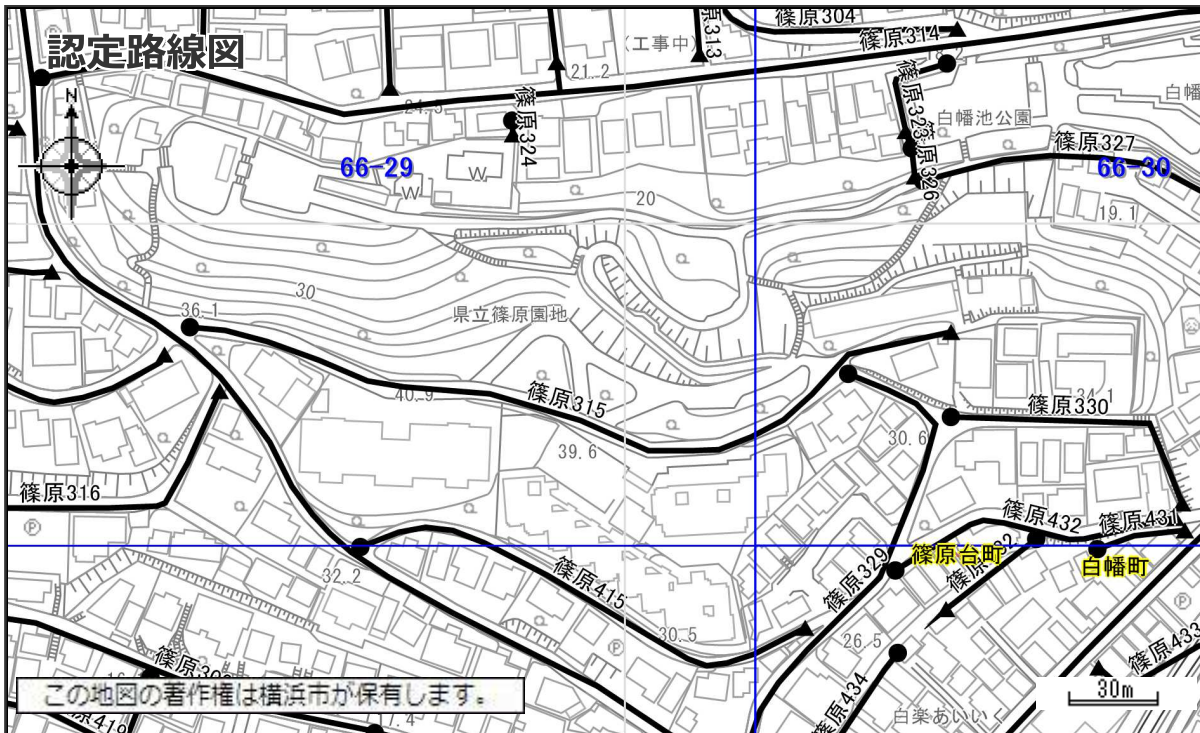
指定なし

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 建蔽率：40% 容積率：80%
外壁後退距離	前面道路から1m
敷地面積最低限度	125平方メートル
建築物の高さの限度	10m
高度地区	高度地区（最高限）：第1種高度地区
緑化地域	緑化地域(緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象
防火・準防火地域	防火指定なし
密集市街地における地震火災対策計画（対策地域）	密集市街地における地震火災対策計画（対策地域）
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画（全市域）※開発許可のみ
図郭番号	66
図郭番号（旧）	63

**旗の位置に関するものは右の通りです。  
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。**

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。





【 認定路線図 】

- ・不動産登記法第14条地図作成地区の場合  
この地区は、道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合  
この地区は、道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますのでみどり環境局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

- ・当情報における認定路線図は、横浜市内の道路法上の道路（公道）のうち、国道指定区間や有料道路等横浜市が管理していない道路を除いたものを表す参考図面です。
- ・公道か私道かの別の確認や道路台帳図を閲覧する際の索引図としてご利用ください。
- ・認定路線図は、測量図ではありませんので、必ずしも現況や道路区域と一致するものではありません。
- ・図面境付近の路線や路線名が重なって表示された場合などについては、路線名等が、正確に表示されていない場合があります。

（凡例）

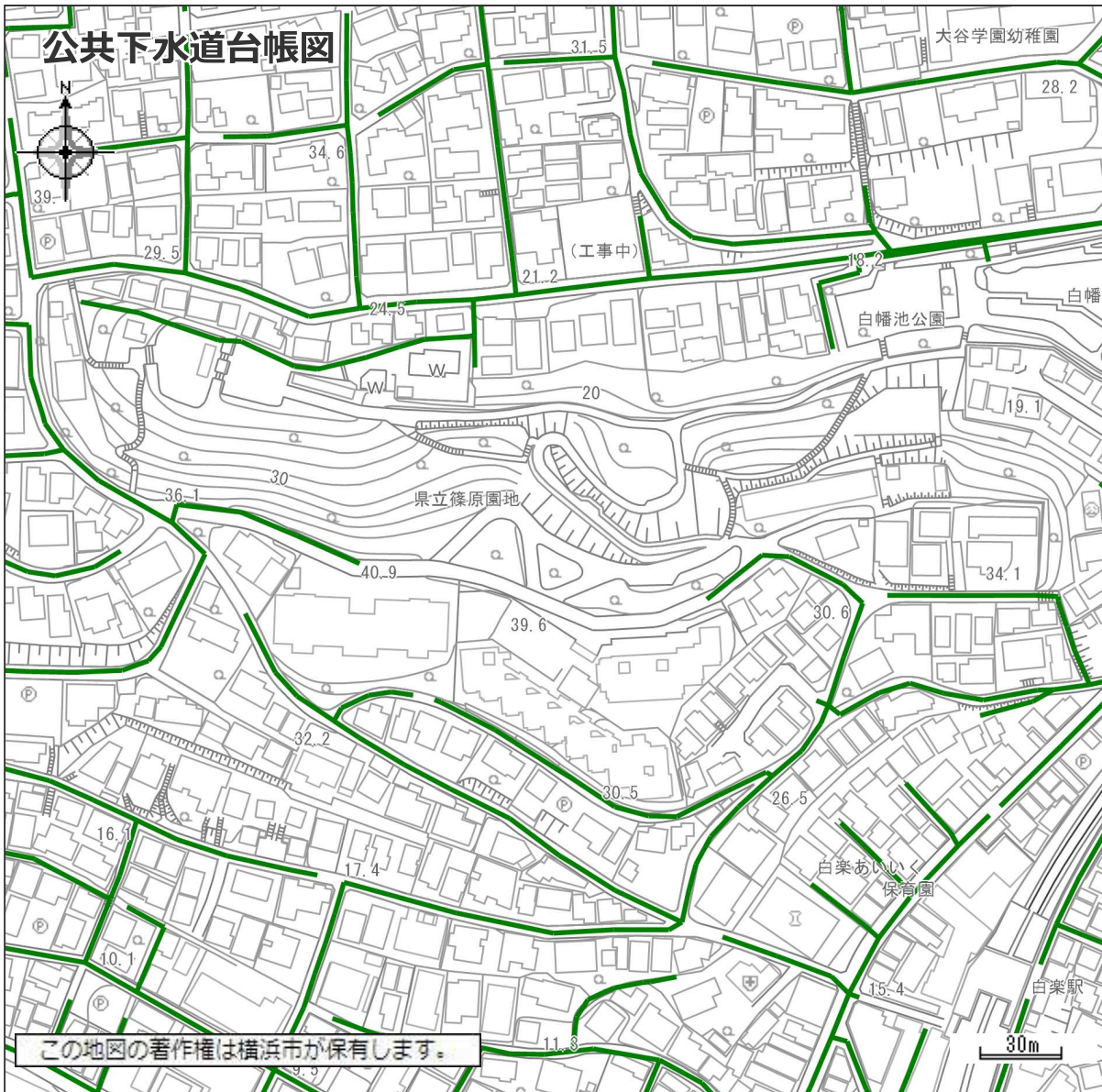
- ・・・路線の起点
- ▲・・・路線の終点

美しが丘西100・・・路線名(美しが丘西100号線)

メッシュ番号 | 路線番号

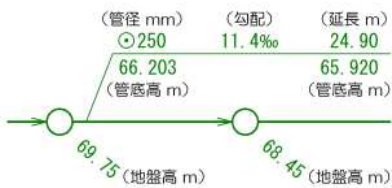
- ・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
- ・横浜市地形図複製承認番号 平15都第6036号
- ・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和7年1月17日

# 公共下水道台帳図



## ( 凡 例 )

- 合流管及びマンホール
- 分流污水管及びマンホール
- 分流雨水管及びマンホール
- 接続樹 (合流・污水・雨水)
- 街渠雨水柵
- 宅地浸透柵
- 街渠浸透柵
- 送泥管・圧送管等
- 送泥管・圧送管等 (2条以上)
- 弁類
- 仮想マンホール
- その他設備等



## 注意：

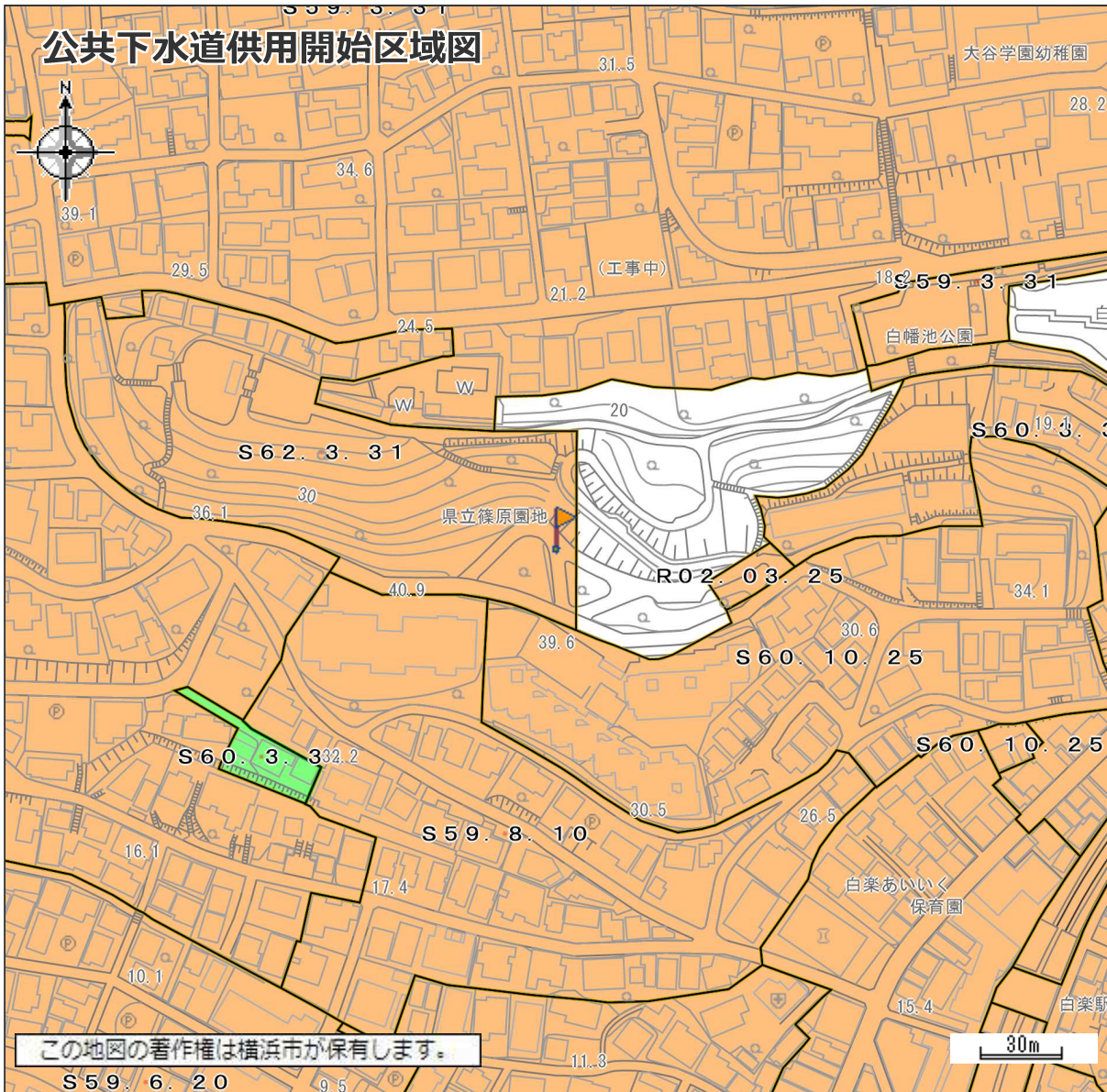
公共下水道台帳平面図は、できる限り最新で正確な下水道情報の提供に努めておりますが、地形図の更新頻度や、地形図と下水道施設情報を重ね合わせる際に生ずる誤差などにより、現地の状況とは整合しない場合があります。従って、本図面を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いいたします。

幹線の座標値は、世界測地系で表示しています。

横浜市下水道河川局  
2025/1/17 19:14:12



# 公共下水道供用開始区域図



( 凡 例 )

- 合流式
- 分流式

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

公共下水道供用開始区域図

合流 (供用開始日: S 62. 3. 31)

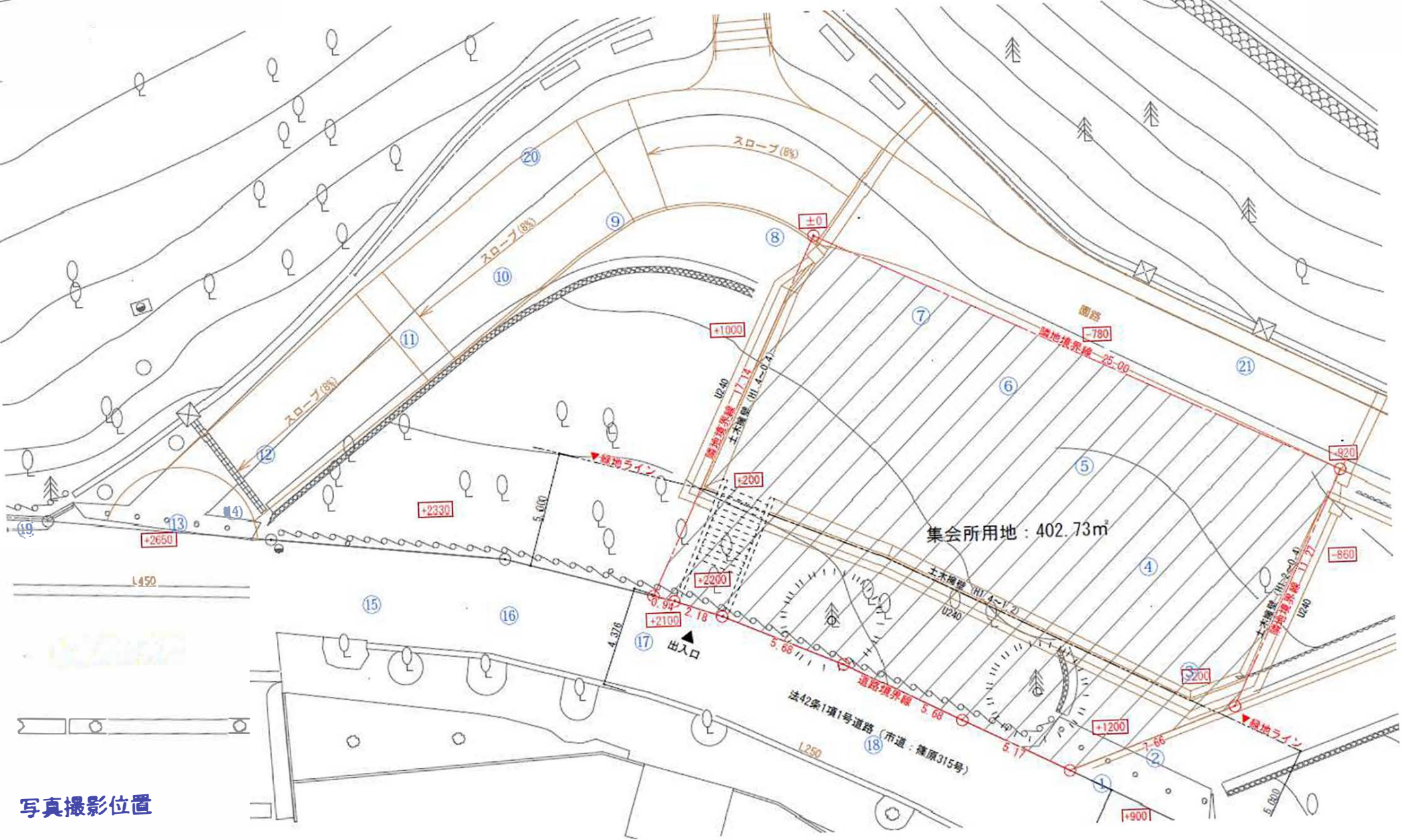
注意:

公共下水道台帳平面図は、できる限り最新で正確な下水道情報の提供に努めておりますが、地形図の更新頻度や、地形図と下水道施設情報を重ね合わせる際に生ずる誤差などにより、現地の状況とは整合しない場合があります。従って、本図面を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いいたします。

幹線の座標値は、世界測地系で表示しています。

横浜市下水道河川局  
2025/1/17 19:15:16





写真撮影位置

22





①



②





③



④



⑤



⑥





⑦



⑧



⑨



⑩





⑪



⑫



⑬



⑭





⑮



⑯



⑰



⑱





19



20



21



22